名古屋大学 法政論集 第二二七号(二〇〇八年一二月刊)抜刷

論理法学とオンラインADR

平田勇

人

論理法学とオンライ A

田 勇 人

平

五四三 論理法学

法的価値判断の構造

論理法学に基づいたオンラインADRの可能

まとめ

は

方策として、インターネットやコンピュータ(特に法律人工知能)を活用した方法が考えられている。本稿では、いのが実態である。そうした中で、多様なニーズに応じた適正・迅速で実効的な司法救済を得られるための一つの多くは、裁判所や弁護士事務所は敷居が高いと考え、様々な紛争に巻き込まれた場合でも、その利用につながらな 現実には、弁護士過疎・偏在ゆえに、過疎地では専門家へのアクセスは困難であり、また、 も対応できる高度な専門知識を持った弁護士に相談することは、大都市部でなければ難しいのが現実である。 いつでも、どこでも、誰でも、 司法アクセスの格差是正という問題意識をもって、筆者はオンラインADR研究に取り組んできた。国民の 気軽に司法サービスが利用できる状況に今日あるであろうか。答えはNOである。 (特に法律人工知能)を活用した方法が考えられている。 知的財産権紛争などに 本稿では、 それ

ているため、法的推論の中でも特に法院について紹介する。次に、法的推論は、 Rの可能性について論じる。 司法アクセスの格差是正のため、 法的推論の中でも特に法的価値判断の構造について論じる。 ①論証生成、 コンピュータを法律の分野で活用する際の理論的基盤となる「論理法学」 ②論争戦略、 ③価値判断という三つの重要な機能から成り立 第三に、 論理法学に基づいたオンライン つ

30

ICOT94Dec/abstract/fifth-hel.html, Helic-II は、 で、法的推論は、 推論の過程をコンピュータでシミュレーションするシステムである。 http://www.icot.or.jp/ARCHIVE/Museum/VIDEO/ 東京工業大学(院)の新田克己教授(知能システム科学)は、 法的推論をコンピュータ上で実現するため、検察官や弁護士が、 ①論証生成、②論争戦略、 http://www.icot.or.jp/ARCHIVE/Museum/VIDEO/ICOT94Dec/HomePage.html ③価値判断という三つの重要な機能から成っていると説明してい 同教授が開発した法的推論システム new Helic-II の紹介 法廷でいろいろな理屈をつけて論争するときの る。この new の中

的とする)のセミナーにおいて、裁判所民事調停委員としての体験に基づく調停の問題点や価値判断の手法について講演を行 学の創出」の中の、プロジェクト3「交渉エージェントと法システム」(交渉を自動化する技術や法学知識の検索等を研究目 (平田勇人「調停実務における法的価値判断について」東京工業大学・大岡山キャンパス:二〇〇七年九月二七日)。 前述の③価値判断に関して、 筆者は、東京工業大学二一世紀COEプログラム 「エージェントベース社会システム科

論理法学

端的学問である。 した。そして論理法学は、 法律をコンピュータに搭載して法律人工知能を構成する過程で、それを体系的に説明しようして論理法学は誕生 法論理学が重心を法学へと移し、 法および法的実践に寄与することを目的としている先

論理法学の定義 • 目標

論理法学とは何か

の解明を目指す。そして、 の流れを汲むが、それとは異なる。 論理法学(Logical Jurisprudence, Logische Rechtslehre)は、法論理学(Rechtslogik, Juristische Logik, Legal Logic) の確立を目指す。人間の思考は言語により表現されるため、法領域の言語の論理分析を行うことで法的思考 論理法学は法哲学としては死に、法の科学として生まれ変わることを目指すのである。 論理法学は吉野一教授の展開している法学であるが、 法の科学(Science of

論理法学の目標と戦略

る(した少数の単純なものから出発する(すなわち、 する。その目標達成のため、 前述したように、論理法学は、法領域の言語を直接の対象として、 といった戦略をとる 論理法学は、 ①信頼にたる方法 基幹概念(Primitives) (論理的方法を中心とする)を適用する、 法的思考を解明する法の科学の確立を目標と の組み合わせによって法の世界を構成す ②しっかり

-----論理法学による分析

論理法学のプリミティブ(primitive)

の三者から法の世界を構成する。 ②「真理値→効力」、 論理法学は、 次の三つのブリミティブ(基幹概念/基本となる要素)から出発する。 ③「推論規則→法的推論」がそれである。 論理法学は、この三者から法の世界を分析し、 すなわち、 ① 「文→法文」、

法文の概

keine Rechtsnorm しての法なし)。 認識の手掛りとして確実なものであると考え、 法を解釈する人の して、 を否定するのである。 論理法学は、 なく に 論理法学は意味としての法の客観的な存在性 すぎな 「法文」を直接の対象として分析する。 「法文」こそ か 主観の世界で Sinn. なぜなら、 であ (解釈者なけ る 法 意味としての法は、 (Ohne Interpretator メージとして出現 に対する科 れば意味と そ

法的推論

論の前提および結論として創設される。 両者は相互に関係してい 推論と法的発見 はする。 が法的推論の場に現れるときに、法文として生き 論理法学は、 用される。 法文は法的推論において、 法適用 枠組みの中で行われる。 また、法文は法的推論に 法的推論を法文の展開過程とし (創造) における法的推論は、 の推論から構成されてお る。 法創造は法的正当化の 法律をコンピュ 推論の前提 法的正当化の 法文は、 おいて、 とし て把

法的推論-法文の展開過程

法原則 法規 法の目的 解釈(判例) 祝線の往復 法 法概念の常識 的 法的 定立 正 解釈(事例向き) <u>:</u>発見 当化 認定された事実 0 推論 の 定立 推 記述された事実 論 出来事 具体的妥当性 定立 法的决定

出所:http://www.meijigakuin.ac.jp/~yoshino/documents/lecture/2005keio/keio_c_01b. ppt#257.2.

図1「法的推論―法文の展開過程」

0 に搭載 うに 示して L て法律 るの人工 知能を構成する過程で明らかになっ た、 法的推論の構造を、 吉野教授は分かり

法文の構造

位法文の種類、 法文の最小単位を要素法文と呼び、その結合の仕方として法の構造を示そうとする。 小単位を同定し、 法とい 法文の その最小単位の結合として、 相互結合の構造、 う対象を把握して説明するために、 法文の体系構造を解明しようとするものといえよう。 法文の構造を明らかにしようとするのである。 法文の構造を解明 しようとする。 したが 具体的に言えば、 つ て論理法学は、 論理法学は、

法文の種類

ある」、「 この法律は、 民訴法第 第一に、 実を自 法文の種類には、 いように、 aとbはGとい 白したも 一五九条一項本文 ルー ファクト法文とル 昭和二三年一月一 ル法文とファクト法文について説明する。 のとみなす。 ① ル う関係にある」 「当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない 法文とファクト法文、②要素法文と複合法文、 日から、 法律要件 ール法文の違いは純粋に構文論的違いに過ぎないことがわかる。 これを施行する。施行される(この法律、 (ファクト法文の例: →法律効果)という形をとる。 民法附則 ル法文は、「PならばQである」(ル (昭和二三一• これに対し、 ③オブジェクト法文とメタ法文がある。 s23_01_01)) 一二・三法三三 ファクト法文は、「 いう形 ル 法文の例 a は F で →その

に名前を付けて一まとめにしたもの り扱うことができる点にある 要素法文と複合法文について簡単に説明する。 「権利の行使及び義務の であ り (複合法文の例 信義に従い 、誠実に行わなければならない。」)。 要素法文は法文の最小単位である 法典、 契約 節 複合法文は法文の (要素法文の例 そ の実益 は、 :民法 集合

クト法文とメタ法文について説明する。 オブジェ クト法文は、 義務について記述している ()

論

34

(2) 法文の相互結合の構造

また、ある法文に対してその効力を記述する法文、すなわち、 が規律されているのである。 諸法文は論理語 AND(&) 等によって相互に結合している。 メタ法文がある。 そして、 法文は効力があるときのみ適用される このメタ法文によって法文の効力

(3) 法文の体系構造

最終的には根本法ルール文に根拠を求めることになる。この根本法ルール文の効力はファクトとして前提され、 法文S2の効力は別のメタ法文S3により基礎づけられる。このようにして効力の根拠を次々と遡ることができ、 構造を明示することができる。また、法文の効力の証明を法律人工知能上実現するわけである。 上により法の効力の体系が成立すると論理法学では考えるのである。そして、 法文の体系構造をここで簡単にまとめておきたい。法文S1の効力はメタ法文S2により基礎づけられる。 論理法学はこの法の効力体系の証明 メ

一. 三. 論理法学の実証・展開・展望

法律人工知能をオンラインADRのシステムに搭載した場合の電子紛争処理の可能性について、 で論理法学が樹立された。その後、LES-6およびLES-7が開発され、現在LES-8を開発中である。 が開発された。 において、契約法の知識構造が解明された。そこで、法律エキスパートシステムLES-5 (Legal Expert System-5) ンポジウム(上海・二〇〇七)において発表した。 科研費(重点領域研究)「法律エキスパートシステムの開発―法的知識の解明と法的推論の実現」プロジェクト LES-5には、 CISG(国連売買条約)の知識が搭載されている。前述したように、 筆者は日中法律シ この研究過程 また、

ている。 活用される法創造教育支援システムが、法律人工知能と論争支援システムであり、論理法学はさらなる展開を行っンピュータシステムである。さらに、事例問題に基づく方法をベースにして、法創造的思考を一層促進するために く、学説・判例、さらには暗黙知も含めて)を論理構造化して搭載していて、事例問題に対する法の適用 される(法的正当化が成り立つ方向で法創造推論がなされる)。法律知識ベースは、法の知識(法律条文だけでな 述したように、 法的判断とその根拠となる法的推論過程を明示するとともに、法的知識構造自体を参照することのできるコ 法適用における法的推論は、「法的正当化の推論」と「法的発見(創造)の推論」とから構成 の推論を

として機能し、法学教育に寄与する、③論理法学は法律人工知能に寄与し、主要法規が法律人工知能に搭載される 的基盤を提供する)。 日が来る、④論理法学はオンラインADRにも寄与する(すなわち、 日が来る、 法の科学への道を切り開く、 論理法学の展望としては、 ①論理法学は、 ②論理法学は、 論理的観点と方法に基づいて、 法的知識と法的推論の構造を明示するため、それが法的思考の枠組み オンラインADR対応型法律人工知能の理論 厳密かつ有効な法の一般理論を提供し、

注

- 適用について(一~三・完)」『信義則とその基層にあるもの』(成文堂、二〇〇六)一~三一頁。 学法学研究八一号 (二〇〇七) 二九~六七頁。 Change of Legal Relation and Its Representation in Legal Knowledge Base System in the Use of Legal Education, Tractatus Logico-Juridicus (1), 明治学院論叢六九三号•法学研究七五号 「論理法学から見た法の概念」明治学院大学法科大学院ローレビュー六号(二○○七)八•九頁。Hajime Yoshino. また、法領域の言語の論理分析の例として、平田勇人 (110011)° Hajime Yoshino, Logical 「禁反言への 『言語分析』
- (3) 吉野・前掲注(2)「論理法学から見た法の概念」九・一○頁。
- (4) 吉野・前掲注(2)「論理法学から見た法の概念」一一・一二頁。
- Yoshino, Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen, in: Die Reine Rechtslehre in

論

- 吉野・前掲注(2)「論理法学から見た法の概念」一五頁。
- 三○頁の掲載図を参照 http://www.meijigakuin.ac.jp/~yoshino/documents/lecture/2005keio/keio_c_01b.ppt#257.2. 編者代表『法律人工知能―法的知識の解明と法的推論の実現 「法的推論-(第二版)』(創成社、二〇〇三) 二 法文の展開過程」(吉野
- 吉野編集代表・前掲注(7) 『法律人工知能』一五~三三頁参照。
- 野・前掲注②「論理法学から見た法の概念」一四頁。
- 交誼楼)(二○○七・八・二三)学会発表。同報告は(日本経営実務法学会・華東政法大学)『日中経営実務法シンポジウム報 ものが中国で出版される予定である。 告資料集』(上海、二○○七)七五~七九頁所収。本報告原稿を基に、 「サイバーADR~インターネットを介した電子紛争処理システム」日 日本経営実務法学会誌ならびに、 中経営実務法シンポジ 中国語に翻訳された ゥ **企**政法学院
- | 平田勇人「オンラインADR対応型の法律エキスパートシステムの展望||報告書『法創造教育方法の開発研究―法創造科学に向けて―』(二○○七)||新田克己「論争教育支援システム―事例を利用した論争教育―」科研費| 九 (特別推進研究) 二〇〇二~ 九六頁。 一○○六年度研究成果
- 記念論文集』(中央大学出版部、 四一三~四四四頁 トシステムの展望」法学新報一一三巻九・一〇号 『小島武司先生古

法的 価値判断 の 構造

法的 推論におけ る 価 値 判 0 位 置付 け

ている。検証は反証推論で行われ、 法命題創造の推論の論理構造につ その論理構造は いてみた場合、 法命題の創造は、 仮説法命題の生成と検証とからなるとい わ

 $\{ (A \rightarrow B) \& \sim B \} \rightarrow$

で表される。 ないと評価される(~B)、故にその仮説法命題は正しくないと反証される(~A)。 ある仮説法命題 (A) が採用されるとその適用がある帰結(B)をもたらす。 か そ 帰結は

反証推論を通じて反証されなかったものが採用される。

概念導入が必要になってくるのである。 どうい ここで、その帰結は正しくないと評価される(~B)という場合、法的価値判断がなされていることに注目した った価値評価軸で、 その帰結は正しくないと評価される(~B)のか。 その構造解明のため、 法的価値関数の

価 意識 0 理論にお ける 理論的 鉱

その後 されたトポイ・カタログを基にして、信事紛争処理において求められる判断も、 0 Haft が述べているように、 価値に的を絞れば、その要素は修正されるかも知れない 構造の設計 「価値意識の理論」を見出すことができた。見田教授の理論は、価値意識全般にまたがるものであるため、 図として参考にすべき点が多い。 価値判断をする場合に、 信義則の観点から法的価値のグルーピングを行い、 同様に法的価値構造を必要とする。筆者はこれまで、 我々は世界を把握するために、 が、 一九六六年の文献であるにもかかわらず、 価値構造を必要とする。民 体系化に努めて来たが、 Struck によって提示

四つの理論的鉱脈

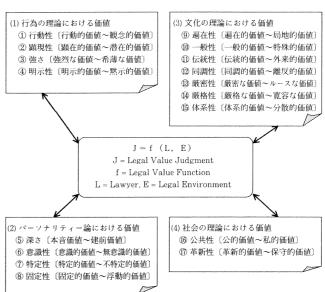
価値意識はこれら四つの領域を統合する戦略高地としての意味を持っているとする。値意識はこれら四つの角度から照らし出された時にはじめて、その全貌を明らかにできるとさ 類 してい 兄田教授は、 る。それらは、⑴行為の理論、⑵パーソナリティー論、⑶文化の理論、は、問題提起や図式や仮説を比較的豊富に包含しているという意味で、 利用 (4社会の理論と名づけられ、 しうる理論的鉱脈を四つに れる。 逆に言えば、 価

Þ の行為の場における価値の問題をそれ自体として考察する場合は①の諸次元のみ、 (B) 個 R 0) パ 1 ソナリティ

意識 が にに 考慮に お お ٠ け け る価値 価値体系を総体として る価値の問題をそれ自 n 0 ら 問題をそ れるべ きであ れ 自 体として考察するときは③を中 体として考察するときは るとされ の社会的・歴史的文脈の て い (2)を中 中で考察するときは40を中心として 心とし とし 7 7 (1) (1) (2)3の諸次元が、 および(2)の諸 次元が (D)(1) (2) (3) (4) 個 (C) Þ の 個 す 価 Þ 値判断 0 ベ 時代 ての諸次元 の文 • 価 値 化

(1) 行為の理論 (4)社会の理論 (2) パーソナリティ (3) 文化の理論

出所:2002~2006年度科研費(特別推進研究)研究成果報告書『法創造 教育方法の開発研究―法創造科学に向けて』(2007) 271頁より 転載。



出所:2002~2006年度科研費(特別推進研究)研究成果報告書『法創造 教育方法の開発研究―法創造科学に向けて』(2007) 271頁より 転載。

図3「価値の17次元と法的価値関数」

図2「価値意識の四つの理論的鉱脈

لح この基礎を失って自己を自己目的化したも 価値 わ より高次の、 れる価値を、 の諸類型は、 自己の基礎とし 伝統的な り総合的なもの 真 へと配列されるべきである点が重要である。「高次」といわれる価値善・美」図式のように、相互に無関係な概念として単純に並列され モメ ント のは空虚な価値にす として統合し止揚していてはじめて真に ぎない という点が重要であ 高次 な 0 であっ は、 るべきでな て、

ょ

ŋ

高次

•

総合的

な

ŧ

0

^

と配

列

さ

れ

る

ベ

き価値構造

兀 法律家の 直 感と関係的 • 構造的思考

法律家の直感によって生成される仮説

意味づけを与える典型像の輪郭を認識すると説明されている。 容易に見出せないような生の事実の塊の中から、 礎付ける法的な理由を探す検証が行われるとされる。 それらを結びあわ Calamandrei Vinci によれば、 せる。 (1452-1519) そして、 裁判官は判決を下す際に、 形のない混沌が純化され統一体に構成されていくと、 古い壁の湿気によるしみの中に人間の像を見たように、 我慢強く一定の選択を行い、 直感がひらめいて採るべき命題が示され、 弁護士も同様に、 依頼者の話す、 ばらばらの事実の断片 法的 突然この混沌の中に、 な構成の手掛か 一連の事実に法的 つ 11 で、 を探索して、 そ りさえ れを基

る前に、 なるも 論理に先行する Calamandrei はからに、 すでに取り消し不能なまでに確定し のであるかを裁判官が表明する前に、 とい うことが示されてい 意思表示としての判決は、 るの てしまっ すでに生まれていると指摘し、 である。 このような意思へと裁判官を導いたところの てい ると喝破している。 三段論法の すなわち、 結論は、 「法律家の法的価値 前提が構成されの論理的理由がい 判

ことも指摘されている。Calamandrei の考え方と、Haft の説く直感的構造思考の両者に共通するのは、「法律家の直 立している点に注意しなければならない 採るべき法命題は、論理の積み重ねの結果として出てくるのではなく、 Haft によれば、関係的思考とは、構造的に思考することである。そして、 という概念である。関係的思考では、 様々な組み合わせの可能性を徹底的に検討する。Haft は、これを行うためには直感に頼ればよいとする。』。Liう梱念てある。関係的思考では、一度考え得る限りのすべての解決を並べ立てて、不断に要素と関係を探 法律家の直感によって、 構造的思考は、直感的に 論理より に行使され も先に

= 五. 法的 価値関数に つ 15 7

きたいという、この 法的判断は本質的には価値判断である。 目 標を法的価値関数 (Legal Value Function) と定義 法律家や法律エキスパ と定義したい。−トシステムが、 優れた法律家の価値判 断 に近

的価値関数

義した 一つの 立てられた解析的な式であると定義したことは有名である。 定義が関数の一般的定義であった。 ると考えられ、 関数という言葉を最初に使用したのは、G.W.Leibniz(1646-1716)であるとい わち変数xを考え、変数xとともに変動するものをxの関数と呼び、それを表現するのに f(x)などの 「関数は解析的な式である」という考え方を批判し、「いくつかの変数の間にある関係があり、そのうちの た。その後、L.Euler(1707-1783)が、一つの変数の関数とは、その変数と単なる数または定数とから組み 値が与えられると、他のものの値がすべて定まるならば、普通その一つの変数によって、 この一つの変数を独立変数とよび、 しかし、 現代数学において用いられる関数は、 他のものをその関数と名づける」と定義した。 その後、A.L.Cauchy(1789-1857) われている P.G.L.Dirichlet (1805-1859) が、 が、オイラーの定 他の変数が表され 彼は変動 現代まで、 する 記号 量

のであることを主張したのである。 つ て次のように定義されている。 すなわち Dirichlet は、 関 数は必ずしも式で表現する必要はなく、 対応その

中には、 筆者は「法的価値判断は①法律家と、 断 法的価値関数、 Α DR、法学教育環境、さらには、サイバー 法律家、 法的環境とい ②法的環境、 ったものを記号化すると次のように表現できる とい う二つの変数の関数である」と考えている。 コー トやオンラインADRも入ってくる。 前述し 法的環境の た法

Ħ

法的価値判断 (Legal Value Judgment)

П 法的価値関数 (Legal Value Function)

=法律家(Lawyer)

Ε 法的 環境 (Legal Environment)

立変数とはいえない。そのため、法的環境や法律家の状態を規定する条件を抽出し、 すことも目 ここで示され た環境、そして法律家の状態を規定する諸条件 標になる。 た L 以下におい と E は互いに無関係であるとはいえず、 て、 民事裁判にお ける価値関数について考察してみ ことの間で、一定の関係、すなわち法的価値判断 相互に影響を及ぼし合ってい 法的価値 た 1) 判断 るため、 E 0 法則性 法律家の いずれ を見出 ŧ

民事裁判における法的価値関数

値は独立したものではなく、 民事裁判におい ては、 「適正」「公平」「迅速」 変数である。このことを記号化すると次のように表現できる。 経済 0) ĮΨ つ の価値が 一般に認められてい る。 これら 0 74 つ 0

説

42

民事裁判の価値(Civil Trial)

論

=適正価値 (Fairness)

公平価値 (Impartiality)

S =迅速価値 (Speedy)

Е 11 経済価値 (Economy)

デアは、 摂されている。すなわち、適正・公平・迅速・経済といった民事裁判において理想とされ重視される法的環境の中 ところで、前述した J=f(L, E) におけるE(法的環境)総合的な評価が計算されることになる。ただし、これは各価値評価軸を完全に等価なものと仮定した場合であり、 立に扱っていることになる。 てくるであろう。 法律家は法的判断をしなければならないのである。法的価値評価軸のバランスをいかにとるか、 他の価値評価軸を上回る価値評価軸があるとすると、 神恭仁「価値のモデル化」を参考にした。演算子として+(加算)を選択すれ 「スジ、 Eはそれぞれ スワリ」 という言葉で表現している感覚をい 演算子として×(乗算)を選択すれば、 の価値評価軸に対する重み、 ◇は法的価値関数の演算子と定義したい の中に、 価値評価軸間に優先順位を導入しなければならない。 かに数学的、 先ほど述べた民事裁判における価値関数が包 個々の評価値と他の評価値は絡み合い 論理法学的に表現するかが重要とな ば、 個々の価値評価 言い換えれば、 こうしたアイ ながら 軸を独

Hajime Yoshino, Die Logische Struktur der Argumentation bei der Juristischen Entscheidung, in: Aarnio, Niiniluoto, Uusitalo 慶應義塾大学法学部、一九八三)三~三二頁。 1981, S.235-255. 台野 Methodologie und Erkenntnistheorie der juristischen Argumentation, Rechtstheorie Beihefts2, Duncker & Humblot Verlag, 一「正義と論理―正義推論における演繹的方法の役割」『法哲学年報一九七四年』(有斐閣、一九七五)三八~六八頁、 「法的決定に至る推論の論理構造」『慶應義塾創立一二五年記念論文集』

(平野敏彦訳)『レトリック流法律学習法』(木鐸社、 一九九二) 七一頁。

G.Struck, Topische Jurisprudenz-Argument und Gemeinplatz in der juristischen Arbeit, Athenäum Verlag, Frankfurt,

見田宗介『価値意識の理論』(弘文堂、 一九六六)。

(17) (16) 前掲注16四五頁

見田・前掲注(l6)三二頁。 · 前掲注(16)三三頁。

見田

Calamandrei の原典は、Piero Calamandrei, PROCESSO E DEMOCRAZIA, CEDAM―Padova, 1954 右記翻訳本からのものである。 カラマンドレーイ(小島武司=森征一訳)『訴訟と民主主義』(中央大学出版部、 一九七六) 八四 である。 本稿での引用は、 八五頁。なお、

カラマンドレーイ・前掲注⑩八二頁。

(24) (23) (22) (21) ハフト(植松秀雄訳)『法律家のレトリック』(木鐸社、一九九二)一九六頁。ハフト(平野敏彦訳)『レトリック流法律学習法』(木鐸社、一九九二)九四頁

· 前掲注22一〇二頁。

田勇人「判断における法的価値関数につい 告書『法創造教育方法の開発研究 ―法創造科学に向けて―』(二〇〇七) 二六七~二八一頁。 7 法創造教育への活用― 科 研費 (特別推進研究)二〇〇二~二〇〇六年度

1748.

The Introductio in analysin infinitorum, (Vol.1), Lausanne,

(28)全に等価なものとして扱った場合)と説明されている。 乗算を選択すれば、 算子と定義されている。演算子として+、つまり加算を選択すれば個々の評価軸を独立に扱っていることになり、一方、 を評価する場合の評価関数を◇演算子を用いて考えており、そこでは、α、 この考え方は、 を行っているかブラックボックスで外からは観測できないため理解できない。そこで説明のための変数を導入して、 の考え方は、法的価値判断のブラックボックスからの開放という筆者の考え方と通底する。α誤読に関する評価(作品)◇β話の面白さ(作品)◇β価格◇その他・・といった評価関数を考えるとしている点である。 感的に、 価値の 作品の価値=F モデル化」(二〇〇二) http://aeneis.haun.org/janus/d/200202.html#20020214.000。神氏は、「ある一個の作品」 個々の評価値は他の評価値と絡み合いながら総合的な評価が計算されることになる(これは各評価軸を完 (作品)という評価を行っているのではないかと述べ、さらに、 ここで私が注目したのは、 θはそれぞれの評価軸に対する重み、◇は演 神氏が、 これだけではどういう過程で評価 ある作品を見たときに、心の中で

44

論理法学に基づいたオンライ ン Α D R の可能

オンラインADRサービス

現在、 DRシステムが実際に稼動し、利用されている。ここで、いくつかを抽出してみた。 世界の様々な国々で紛争解決におけるIT技術の活用が検討されている。 海外では、 数多くのオンライ

Alliance (EASA), SiCourthouse, Siris Mediation, National Arbitration and Mediation (NAM), Onlinemediation (Konfliktlösungen per Internet), Sonline Ombuds Office, Ocenter for Information Technology and Dispute Resolution (CITDR), OclicknSettle, Oconflict Resolution, (6) Cybersettle, Trade (Online Dispute Resolution (ODR)), @TRUSTe, © Disputes.org, ⊗ e-Mediator.co.uk, ⊗ eResolution, ⊗ European Advertising GOnlineresolution, GResolution Forum, GSingapore @WebMediate 等が挙げられる。

メ リカにお けるオンライ ン A D R の長所と短所をめぐる論争

停支援システムについ 以下においては、 アメリカにおけるオンラインADRの長所と短所をめぐる論争、 て紹介したい。 そして、 先進的オンライ

Aashit Shah の見解

二二日現在、WIPO仲裁・調停センターに五五八九件のドメイン名紛争が持ち込まれ、五三七三件が決着した)、 DRの持つオンライン知的所有権紛争解決の可能性を指摘している。 で知的所有権をめぐる多くの問題が発生し、 ③知的所有権をめぐる紛争、 ラインADRに最適なケースとして、①電子商取引をめぐる紛争、②ドメイン名をめぐる紛争(二○○三年一一月 Aashit Shah は、インターネットの登場とその普遍的な増殖が法律問題のパンドラの箱を開いたと指摘し、 ④金銭上の紛争の四つをあげている。Shah が指摘するように、デジタル通信の開発 知的所有権紛争に決着をつけるのに仲裁という選択肢が支持され オン

(インターネットが中立的な紛争解決の場を提供)、 考えて発言でき、また当事者間の経済的または他の力の不均衡からくる歪みを修正できる)、 そのプロバイダーは二四時間サービスを提供しており、当事者のアクセス面でも、 ラインの場合はそうした欠点がない)、②迅速な解決(オフライン紛争解決に比べて、オンラインADRの場合、 げて Shah によれば、オンラインADRの長所として、 れているとする)、 オフライン紛争解決の場合は、 ③非対峙的メカニズム(非同期的コミュニケーションの利点として、 紛争解決のためにどちらかが移動するための交通費が必要になるが、オン ⑤管轄と法の選択の複雑な問題を解決、 ①経済性(たとえば、紛争当事者が別の国にそれぞれ居住す 複数当事者をめぐる処理におい ⑥容易な記録保持、 ④中立的フォ 時間的にゆっくり ーラム

Shah は逆に、 オンラインADRの短所についても指摘し、 ①人的交流の不足と伝達不良、 ②不十分な秘密性と

のオンライン紛争に有効とは限らない)をあげている。有効性(オンラインADRは、特に電子商取引紛争やドメイン名紛争解決に対しては有効であるが、 (当事者がコンピュータ操作技術に不慣れな場合の問題等)、⑦不十分な証拠開示手続、⑧限られた範囲の紛争への という条件の問題)、 ③不十分な認証(なりすましの問題等)、 (最先端のセキュリティ技術と暗号化方法の開発にもかかわらず、 ⑤オンライン決定の実施に伴う苦労、 ④オンライン仲裁契約の正当性の問題(重要な評価基準である ⑥不十分なアクセシビリティと当事者の不慣れの問題 まだまだ多孔的な場合が あらゆる種 きある)、

46

リティ技術、④オンラインADRプロバイダーによる詳細な手続、⑤低コストか無料のオンラインADR、 を例としてあげている)。そしてさらに、 紛争解決システムの有効性)、 クレジットカード紛争の場合に活用されている)、③拘束力がないADRシステム(自己規制して、拘束力のな であると説いており、 の提案をしている。すなわち、①自己規制、②オンライン紛争のための Chargeback メカニズム(アメリカで DRを薦めている。 ンADRの決定の強制、 オンラインADRの持つ短所を批判するのではなく、それらを改良して短所を最小化することが 然りである。 ⑦オンラインADRに対する社会全体の認識と理解、 ④オンラインADRシステムの集結(Dispute Resolution Referral Center Shah はオンラインADRの持つ短所を最小化するために、以下のようなモデ ①電子ビジネスの提示する明確な条件、 とい った変化を求め、 (DRRC) ③セキュ オンライ ⑥ オン 大 は 切

Joel B. Eisen の見解

ンに基づいている。そして、コンピュータを持つ者と持たざる者のギャップは容易に解消できず、さらにコンピえていない。サイバースペースは、時間と空間の特性が物理的な世界と異なる世界であり、電子的コミュニケー 停手続に関して、 ンライ ン調停への限界を論じた論客もいる。それは Joel B. Eisen である。Eisen は、多数当事者オンライ 電子的距離を当事者に科すと考える。Eisen は、サイバースペースを物理的な世界の鏡像とは考 コンピュータを持つ者と持たざる者のギャップは容易に解消できず、 さらにコンピュ ン調 シ \exists

技術とトレー ニングにかかるコスト は、 物理的交通費と相殺され、 より高価であるかもしれないと考えてい

Andrea M. Braeutigam の見解

意が抑制される)をあげる。そして、オンラインADRはのコミュニケーション(非同期的性質が冷却距離を設け、 格差や、 で神経質になる欠点があるのに対して、オンライン調停ではそれほど敵対的ではない、③非同期でテキストベー ろ重要な問題に焦点を合わせることができる)、②オフライン調停の場合は当事者の感情が不穏な場合は、不愉快 づいてお互いに誤解することからの自由。つまり、 性として、①ボディ 念を用いて、コンピュータに精通している「インフォメーション有産階級」と「インフォメーシ ンライン調停が適している領域に バーチャル・エリー ー・ランゲージからの自由(相手の消極的な態度から影響を受けたり、非言語的な手掛りに基 トの問題を指摘する。ただ、Braeutigam は、オンライン・フォーラムのユニークな属 うい て論じた論者もいる。 ンADRは、 視覚・聴覚を通して伝わってくる否定的感情内容よりも、 中立のためにもなり、 家事紛争と雇用をめぐる紛争に適しているとする Andrea M. Braeutigam は、デジタル クールダウン効果や非生産的な敵 ョン無産階級 格差という概 むし この ス

Robert Bennett Lubic の見解

とする。 た。コンピュータとインターネットの発展により、 を超えたODRの利点として、 一九九八年には、 Jする。すなわち、①一九九五年までは、特定の文脈の中の専門化した紛争解決に限定されていた。②一九九五Robert Bennett Lubic は、ODR(Online Dispute Resolution)はこれまで三つの異なった開発段階を経てきてい Lubic によれば、二〇〇三年の初めに最低七六のODRのサイト 営利法人がオンラインADRに関心を持ち始めたのであった。そして④二○○三年には、 大学関係者と非営利法人がODRの開発に携わり、③一九九八年以降、政府や国際的機関ばか ①迅速性、 ②便利さ、 、③費用、をあげている。逆に、〇DRは成長し始めたのである。 (アメリカは四六、ヨーロッパは二〇) ODR の仲 Lubic は、 A D R 第四 裁手続における不 の段階に入っ の仲裁手続 があっ 0 (

知能を搭載

7

図表を転載

育支援

シス

テ

Ĺ52

革新的な

「オ

りに

般的

判記録の て、 ンや比較を行い、

調停の事例

き

最終目的は、

論

と述べてい る仲裁の IJ 技術革新が行 ン効果しか Ō て、 る。D R ビデオ会議を含むイ 0 わ ħ な いこと、 7 13 な ることをあ 利点は モニタの 現 シタ げて 在 色差、静的なカ いる。 ネ 両当事者が面と向き合っ ッ ト通信 今後 の技術的進 のどんな方法 メラ位置か 步 た仲裁 6 の効果とし ŧ 現実の存在には負ける られ の た画面サ て、 より コス 同等 F 1 ズ な代替手段とし 速度および便 ことする。して 三次元ではな 三次 図利さにおけるかし、様々 かし、 なく平 て機能 す 面

才 ラ ン調停支援システ

アメリカにおける交渉サポ ートシステムと議論ツー

モデ には、 クを提供す Zeleznikow Arno サポ 争 ĺ 戻 いをも解決するよう試みるべきである)、 を提示 Ŗ 1 は、 ステップ べきであ Lodder & 最終的に紛争が解決されるか膠着状態になるまでプロセスを再帰的に繰り返すべきであるとする している。そして、 ADR/ODR& AI ル は 紛争解決を容易にするため、 る)、第二ステップ (交渉が失敗する虞があるときは、 John Zeleznikow ぜ′ 当事者がもし第三ステッ (交渉サポー と法」の間の他家受精が両 交渉サポ 第三ステップ 補償 トツー 交渉サポ 1 プの結果を受け入れられないなら、 ルは、 シ (第二ステップで解決されなか ステ ドオフ戦略を用いるべきである)、 対話のテクニックを用いることで、 方の分野にとっ 4 ット と議論ツ ル ルは紛争の ル て役に立つと指摘する ありそうな結果のフ を開 発 つ L 当事者は第二ステ ** お問題のために、 T 15 との三ステッ る。 どん 1 具体 な既 F バ プ交存 IJ

わ が国におけるオンライン調停教育支援システ 4 (議論をするエー . ジェ ントの構築)

、一・オンライン論争支援システムについての研究開発が着実に進められている。 科研費 能システム科学) 「法創造教育方法の開発研究」 の開発したオンライ におい ン論争支援システム サ イバーキャ Â D シパ スシステムを利用したオンライ R の調停員教育を支援するオ 特に、 東京工業大学 · (院) ンライ ン法学教育 の新田教授 ンシステ

技術であることは間違いない。 大きな可能性を秘めた優れた 員としてみた場合に、 新田教授の開発した先進的・ を支援することに特徴がある。 の開発であるとされる。 な会話の検索にも応用で 調停を行う調停エ 調停のみならず、 参考までに、 』 ライン調停教 類似検索や、 したオ は、 調停エージェ 人間の代わ 0 可能性に 7 非常に お ・シライ 調停委 ĺ シ Ż 3 ②迅速性 ①**安**価 ③多言語翻訳機能 4 多国ルールベース ④セキュリティ機能 との情報交換機能 ①ルールベース ⑤チャットプログラム オンラインADR対応型法律エキスパートシステム (12)事例データベース ⑥同期型+非同期 コミュニケーショ ①価値判断·思考支援機能 ⑦音声•映像認識機能 ⑧ペーパレス・ ⑩警告・助言・説明機能 大量文書交換 ⑨システムによる法的推論・解決案提示機能

出所:法学新報113卷9・10号『小島武司先生古稀記念論文集』(中央大学出 版部,2007)440頁より転載。

図4「オンラインADR対応型法律エキスパートシステム」

ス

50

- (29)SquareTrade、⑤Cybersettle.com 等についても、Shah は分析している。また Shah は、二〇〇〇年一二月一八日にワシント説明しているが、 たとえば、①Virtual Magistrate Project (VMAG)、②Online Ombuds Office (OOO)、③WIPO、 いて、 С 番号を記載した。 Shah は、 の理解と信用を広くするイニシアチブを証明するために一緒に働かなければならないとしている(W章より引用)。 のためであったとし、 LexisNexis を通じて入手した Aashit Shahの論文には開始頁番号の表示しかないため、 方法を取らなければならず、 のサミットで、 Rを用いるという考え方でスター Aashit Shah, Using ADR to Resolve Online Disputes, 10 Richmond Journal of Law & Technology, p.25, ADRの利用が開始されたと述べ(Ⅱ章より引用)、Virtual Magistrate Project が失敗した主な理由の一つが広告の不足 | ヨーロッパ連合と合衆国によって行われたサイバースペースにおけるADRの利用を促進する共同声明におシンbersettle.com 等についても、Shah は分析している。また Shah は、二○○○年一二月一八日にワシントンD オンラインADR(ODR)プロバイダーは、オンラインで彼らのサービスを売り出すために具体的 一九九六年に開始された Virtual Magistrate Project はインターネット関連の紛争を解決するのにA また、 司法当局、教育機関、 トしたと述べた上で(SUMMARY より引用)、オンラインADRサービスについて詳しく 電子ビジネス、政府の団体、 引用に際して、 および民間非営利組織は、 ⊚ WIPO′ 代わ それが国民 って な お、 な
- Ibid., ChapterIII.
- (31) (30) Ibid., ChapterIV
- (34) (33) (32) Ibid., ChapterV.
 - Ibid., ChapterVI.
- Joel B. Eisen, Are We Ready for Mediation in Cyberspace?, 1998 Brigham Young University Law Review, pp.1305-1359, 1998

ONLINE

MEDIATION

Z

NON-COMMERCIAL

CONTEXTS,

(36)(35)Ibid., p.1311.

Ibid., pp.1338-1341.

Andrea M. Braeutigam, FUSSES THAT FIT ONLINE:

Appalachian Journal of Law, pp.275-302, 2006

(38)

, pp.292•293.

(39)Ibid., pp.299-302 Ibid., pp.294-297

- of International Arbitration, pp.507-523, 2004. AND OTHER FORMS OF ALTERNATIVE RESOLUTION THROUGH ONLINE DISPUTE RESOLUTION, 15 American Review Robert Bennett Lubic, REDUCING COSTS AND INCONVENIENCES IN INTERNATIONAL COMMERCIAL ARBITRATION
- Ibid., pp.508-510.
- (43)Ibid., pp.513-515.
- Ibid., p.515
- Ibid., p.517.
- Support Systems in a Three-Step Model, 10 Harvard Negotiation Law Review, pp.287-338, 2005. R. Lodder John Zeleznikow, Developing an Online Dispute Resolution Environment: Dialogue Tools and Negotiation
- Ibid., p.296.
- Ibid., p.302.
- Ibid., p.302
- Ibid., p.302
- 活用した法創造教育」論文誌IT活用教育方法研究九巻一号(二〇〇六)一~五頁 吉野一・加賀山茂・櫻井成一朗・新田克己・鈴木宏昭・太田勝造「事例問題に基づ く法律知識ベースおよび論争システムを
- 日シンポジウム 新田・前掲注⑴一九一~一九六頁。新田克己「議論をするエージェントの構築」 『「模擬裁判と法創造教育」 論文集』 (二〇〇六)四-一~二一頁。 科研費 (特別推進研究) 平成一八年七月八
- 前掲注似四四〇頁。

五 まとめ

裁判所における調停現場から見た場合、 調停委員の法的思考や価値判断は、 もはや職人技に近いブラックボッ ク

ると考える。前述したように、オンライン調停教育支援システムは着実に進化している。そうした中で、法律家や人技に含まれる暗黙知の体系化が進み、法学教育やADRの実務、さらには法交渉の自動化へと道を開くことにな ステム 謹んで本稿を捧げさせてい し導いていただいている恩師である加藤雅信先生に心から御礼申し上げたい。 判断の研究をさらに推進して、 とその多様性が、どのようにして現出するのかを科学的に解明することを目指す論理法学は、法律エキスパートシ とが重要であると考える。 ベテラン調停委員の洗練された洞察や直感といった脳高次機能のプロセスから、客観的な価値評価軸を抽出するこ ス化された状態のままであってはならないと考える。ブラックボックスから開放されることで、その高度専門的職 最後に、名古屋大学大学院で親身になってご指導いただき、今日に至るまで、 や調停教育支援システムの更なる飛躍的展開へとつながるであろう。今後も、 ただきたいと思います。 複雑系であるがゆえに、これまで困難であると考えられてきた法的価値判断のプロセス オンラインADRや、 オンライン調停教育支援システムの発展に貢献していきたい。 私が尊敬してやまない加藤先生に、 学問的にも個人的にも大いに励ま 調停実務に立脚した法的価値

〔二○○七年一○月一日脱稿〕